

総 行 行 第 4 3 号
平成 2 6 年 3 月 1 2 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各都道府県議会議長 殿
各 指 定 都 市 市 長 殿
各指定都市議会議長 殿

総務省自治行政局長

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の
一部を改正する政令の公布について（通知）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成 2 6 年政令第 5 8 号。以下「改正特例政令」という。）は、平成 2 6 年 3 月 1 2 日に公布され、2 0 1 2 年 3 月 3 0 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「改正協定」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行することとなりました。

改正特例政令は、一般競争入札について公告をする事項を追加するものとしたほか、所要の規定の整備を行ったものです。

また、1 9 9 4 年マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「現行協定」という。）の実施に伴い都道府県及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市（以下「特定地方公共団体」という。）の長が規則において規定を要する事項については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について」（平成 7 年 1 1 月 1 日付け自治行第 8 4 号各都道府県知事・各指定都市市長あて自治省行政局長通知。以下「行政局長通知」という。）により示したところですが、これに加え、改正協定を実施するため、下記第 2 についても規則において定める必要があります。

貴職におかれては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について」（平成 7 年 1 1 月 1 日自治行第 8 2 号各都道府県知事・各指定都市市長あて自治事務次官通知）、行政局長通知により示した事項のほか、下記事項に留意の上、現行協定及び改正協定の趣旨を踏まえ適切な運用がなされるよう、格別の配慮をされるようお願いします。

なお、本通知は法第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正特例政令により規定された事項

(1) 一般競争入札について公告をする事項

特定地方公共団体の長が一般競争入札について公告をする事項として、競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所を追加することとされたこと。(第 6 条関係)

(2) 指名競争入札の公示等

特定地方公共団体の長は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約について地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 1 2 第 2 項の規定により通知するときは、同項の規定により通知しなければならない事項及び同条第 3 項において準用する同令第 1 6 7 条の 6 第 2 項の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならないものとされたこと。(第 7 条第 2 項関係)

- ① 特例政令第 6 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- ② 一連の調達契約にあつては、同条第 4 号に掲げる事項
- ③ 契約の手続において使用する言語

(3) その他の事項

改正協定の実施に伴い、所要の規定の整備が行われたこと。

(4) 施行期日

- ① 改正特例政令は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとされたこと。(附則第 1 項関係)
- ② 改正特例政令の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しないこととされたこと。(附則第 2 項関係)

第 2 特定地方公共団体の規則において規定を要する事項

(1) 競争入札参加者の資格審査等に関する事項

- ① 行政局長通知第 1 の 1 により示した資格審査手続のほか、特定地方公共団体の長は、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の審査の結果、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格がないと認めた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面に

より通知しなければならないものとする。

- ② 行政局長通知第 1 の 4 により競争入札の参加者の資格に関する公示事項として明らかにしなければならない事項のほか、特定地方公共団体の長は、施行令第 167 条の 5 第 1 項又は第 167 条の 11 第 2 項に規定する資格に関する文書を入手するための手段についても明らかにしなければならないものとされたこと。

従って、特例政令第 4 条の公示については、下記事項を明らかにしなければならないものであること。

- (i) 調達する物品又は役務の種類
- (ii) 行政局長通知第 1 の 1 に規定する申請の方法
- (iii) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は第 167 条の 11 第 2 項に規定する資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (iv) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は第 167 条の 11 第 2 項に規定する資格に関する文書を入手するための手段

(2) 一般競争入札の公告に関する事項

行政局長通知第 2 の 1 に関し、「一連の契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24 日前」とあるのは、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも 24 日前に行う旨規定した場合に限り行うことができることとすること。

(3) 入札説明書の記載事項に関する事項

行政局長通知第 7 により示した事項に加え、特定地方公共団体の長は、電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合には、当該電子情報処理組織の使用に関する事項についても定める必要があること。

従って、特例政令第 8 条に規定する規則で定める事項は、下記のものであること。

- (i) 特例政令第 6 条又は第 7 条の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第 6 条第 5 号に掲げる事項を除く。）
- (ii) 調達する物品等又は役務の仕様その他の明細
- (iii) 開札に立ち会う者に関する事項
- (iv) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (v) 契約の手続において使用する言語
- (vi) 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項
- (vii) その他必要な事項

(3) 施行期日

上記の規定は、改正特例政令の施行の日から施行するものとする。